

熊本市水道１００周年記念式典・イベント開催等業務委託 プロポーザル実施要項

標記業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

１ 業務概要

(１) 委託業務名

熊本市水道１００周年記念式典・イベント開催等業務委託

(２) 目的及び概要

本市の水道事業は、大正１３年（１９２４年）１１月２７日に通水を開始して以来、令和６年（２０２４年）に１００周年を迎える。これを記念し、熊本城ホールシビックホールを会場に水道１００周年記念式典を開催し、また、市民に対し「感謝」を伝える場として、誰でも自由に参加できる併設イベントを隣接する花畑広場で開催するもの。

※詳細は基本仕様書を参照のこと。

(３) 履行場所

熊本市

(４) 履行期間

令和６年（２０２４年）７月１日から令和６年（２０２４年）１１月３０日まで

(５) 提案上限額

６，２４０千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

２ 担当部局

〒862-8620

熊本市中央区水前寺六丁目２番４５号

熊本市上下水道局 総務部 経営企画課

電話：096-381-4330（直通）

ファックス：096-384-4135

メールアドレス：suidoukeiei@city.kumamoto.lg.jp

３ 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(１) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成２０年告示第７３１号）第５条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として第１分類「催事関係業務」・第２分類「企画・運営業務」業務での登録をしていること。

(２) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (10) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (11) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、令和元年度（2019年度）以降に履行が完了した、記念式典及び記念イベントのいずれも含む業務委託又はそれぞれの業務単独の業務委託（以下「同種業務」という。）の実績を1件以上有すること。
- (12) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

4 申請手続等

- (1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和6年（2024年）5月30日（木）から令和6年（2024年）6月10日（月）まで

熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページにおいては、その運用時間内にダウンロードできる。なお、基本仕様書等は、令和6年（2024年）6月21日（金）までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

- (2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は管理者の確認を受けなければならない。提出方法等は次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) プロポーザル参加者の同種業務の実績書（様式第3号）

(I) (ウ)に記載した実績を証する契約書の写し（必須）。

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

(オ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第4号）

イ 提出期限

令和6年(2024年)6月10日(月)午後5時まで

郵送する場合は、令和6年(2024年)6月10日(月)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部経営企画課）宛
また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(ウ)及び(I)の書面が添付されていない場合は、その実績を有しているとは認めない。

また、ア(I)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(12)に規定された要件を満たさない場合

は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 基本仕様書等に対する質問

- (1) 基本仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第8号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和6年（2024年）5月30日（木）から令和6年（2024年）6月10日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス：096-384-4135

電子メール：suidoukeiei@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和6年（2024年）6月13日（木）までに開始し、令和6年（2024年）6月21日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履

行期間の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 企画提案書提出書（様式第5号）：1部

イ 企画提案書：7部（正本1部、副本6部）

(ア) 正本にのみ社名を記載し、副本は社名を伏して提出すること。

(イ) 本業務委託の目的を実現するための考え方や方向性、自社の強みなどについてポイントをまとめること。

(ウ) 企画提案書に記載した職員については、令和6年（2024年）1月30日までの期間は、死亡・病休・退職等の真にやむを得ない場合を除き、本業務委託に従事することとする。

(エ) 企画提案書は、企画提案書等作成要領を基に作成すること。

ウ 提案者（会社等）及び管理責任者の同種業務実績書（様式第6号）：1部

エ ウの実績を証する書類：1部

オ 概算見積書（様式第7号）：1部

カ 提出期限

令和6年（2024年）6月21日（金）午後5時（必着）

郵送する場合は、令和6年（2024年）6月21日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

キ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者

（熊本市上下水道局総務部経営企画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「企画提案書在中」を明記すること。

10 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日・場所

開催日時及び開催場所は書面により通知する（6月下旬予定）

(2) 対面による提案書の説明、質疑応答形式とする。また、出席者は3名以内とし、配置予定の管理責任者は必ず出席すること。

(3) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効

とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度管理者が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

1.1 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市水道100周年記念式典・イベント開催等業務委託契約候補者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市水道100周年記念式典・イベント開催等業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」にて行う。

(2) 審査の基準

「熊本市水道100周年記念式典・イベント開催等業務委託契約候補者審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等を基に審査し、合計点数の最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「提案内容」の合計点数が高い者を上位とする。

「提案内容」の合計点数も同じ場合は選定委員会の協議により選定する。

1.2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を担当課での閲覧並びに熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1.3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.4 その他の留意事項

(1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページ及び熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参

加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。(消せるボールペンは不可)
- (8) 企画提案時に提出された概算見積額は、本業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。
- (9) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された事業者と熊本市上下水道局の協議により決定する。